

子どもが安全に安心してインターネットを利用 できる環境の整備等に関する法律案骨子

第一 総則

一 目的

この法律は、インターネットにおいて子どもの福祉に有害な情報(以下「子ども有害情報」という。)が多く流通している状況にかんがみ、子どもがインターネットを利用して子ども有害情報を閲覧する機会をできるだけ少なくするとともに、子どものインターネットを適切に活用する能力の習得等に必要な措置を講ずることにより、子どもが安全に安心してインターネットを利用できるようにして、その権利の擁護に資することを目的とする。

二 定義

- 1 「子ども」とは、十八歳に満たない者をいう。
- 2 「子ども用フィルタリングソフトウェア」とは、子どもが安全に安心してインターネットを利用できるようにするため、インターネットを利用して公衆の閲覧に供されている情報を一定の基準に基づき選別した上、利用者の選択に応じ、一定の情報の閲覧をするための電気通信の自動利用制限を行う機能を有するソフトウェアをいう。
- 3 「子ども用フィルタリングサービス」とは、子ども用フィルタリングソフトウェアを作動させることによって電気通信の自動利用制限を行う役割をいう。

三 基本理念

- 1 子どもがインターネットを利用して子ども有害情報の閲覧をする機会をできるだけ少なくすることを旨として行われなければならないこと。
- 2 民間における自主的かつ主体的な取組が大きな役割を担い、国及び地方公共団体はこれを尊重することを旨として行われなければならないこと。
- 3 子ども自身がインターネットを適切に活用する能力を習得することを旨として行われなければならないこと。

四 国及び地方公共団体の責務

基本理念にのっとり、子どもが安全に安心してインターネットを利用することができるようにするための施策を策定し、及び実施する責務

五 関係事業者の責務

その事業の特性に応じ、子どもがインターネットを利用して子ども有害情報の閲覧をする機会をできるだけ少なくするための措置を講ずるとともに、子どものインターネットを適切に活用する能力の習得に資するための措置を講ずるよう努めるものとする。

六 保護者の責務

子どものインターネットの利用の状況を適切に把握するとともに、そのインターネットの利用を適切に管理し、及び子どものインターネットを適切に活用する能力の習得の促進に努めるものとする。

七 関係機関、及び関係する活動を行う民間団体の連携協力体制の整備

第二 子ども用フィルタリングソフトウェア及び子ども用フィルタリングサービス

一 携帯電話

1 携帯電話会社の義務

子どもに携帯電話インターネット接続役務を提供する場合に子ども用フィルタリングサービスの利用を条件とする義務（保護者の反対の意思表示のある場合を除く。）

2 保護者の義務

子どもに使用させるために契約を締結しようとする場合に携帯電話会社に対しその旨を申し出る義務

二 インターネットサービスプロバイダーの義務

子ども用フィルタリングサービスのオプションとしての提供又は子ども用フィルタリングソフトウェアの PC へのダウンロードの機会の提供の義務

三 PC メーカーの義務

子ども用フィルタリングソフトウェアのプレインストール義務

四 子ども用フィルタリングソフトウェアの開発を行う事業者の努力義務

1 子ども有害情報であって閲覧が制限されないものをできるだけ少なくするとともに、次の事項に配慮して子ども用フィルタリングソフトウェアを開発するよう努めること。

- (1) 閲覧の制限を行う情報を、子どもの発達段階及び利用者の選択に応じ、きめ細かく設定できるようにすること。
- (2) 閲覧の制限を行う必要がない情報について閲覧の制限が行われることをできるだけ少なくすること。

2 1にいう子ども有害情報を例示すると、おおむね次のとおりである。

- (1) 子どもに対し、著しく性的感情を刺激する情報
- (2) 子どもに対し、著しく残虐性を助長する情報
- (3) 子どもに対し、著しく自殺又は犯罪を誘発する情報
- (4) 性又は暴力に関する情報であって人の尊厳を著しく害するもの、著しく差別感情を助長する情報その他人の尊厳を著しく害する情報

- (5) 特定の子どもに対するいじめに当たる情報であって当該子どもに著しい心理的外傷を与えるおそれがあるもの

五 家庭における子ども用フィルタリングソフトウェアの利用の普及

第三 インターネットの適切な利用に関する教育の推進等

- 一 インターネットの適切な利用に関する教育の推進
- 二 子どもインターネットを適切に活用する能力の習得の促進に関する関係者の努力義務

第四 サイト管理者等の努力義務

サイト管理者等及びその者に対してインターネット接続役務を提供する者は、自ら子ども有害情報についてインターネットにおける情報の発信を行う場合又は子ども有害情報についてインターネットにおける情報の発信がされたことを知った場合には、子どもにより当該子ども有害情報の閲覧がされないようにするための措置を講ずるよう努めなければならない。

第五 民間団体の活動の支援等

国及び地方公共団体による次に掲げる民間団体の活動の支援(財政上の措置を含む。)について定めること。

- 一 子ども有害情報に係る通報を受理し、サイト管理者等に対し措置を講ずるよう要請する活動を行う民間団体
- 二 子ども用フィルタリングソフトウェアの性能に関する指針の作成を行う民間団体
- 三 子ども用フィルタリングソフトウェアにより閲覧を制限する必要がないものに関する情報を収集し、これを子ども用フィルタリングソフトウェア事業者その他の関係者に提供する活動を行う民間団体
- 四 子どもが安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に関し講じられた措置に関する民事上の紛争について活動する ADR 機関
- 五 子ども用フィルタリングソフトウェアの開発を行う事業者及び子ども用フィルタリングサービスを提供する事業者
- 六 子どもがインターネットを適切に活用する能力を習得するための活動を行う民間団体
- 七 その他関係する活動を行う民間団体

第六 施行期日

公布の日から起算して六月以内において政令で定める日